実績報告

完了日から３か月後の末日又は２月２７日（金）のいずれか早い日までに実績報告書類と補助金交付請求書をあいち電子申請または窓口にて提出してください。

実績報告書類の内容は、交付申請時に提出した見積書や内訳書に記載されている工事内容、仕様、数量等と合致している必要があります。

必要書類	注意事項	✓
実績報告書（様式第７）	・実績報告書に押印する場合、シャチハタ印は不可です。 また、様式の記載内容を訂正するには訂正印が必要です。 ・日付、申請者氏名の訂正は不可のため、訂正がある場合はすべて書き直しとなりますのでご注意ください。	
内訳書（様式第１－１）	・見積書の内容と一致しているかを確認します。	
施工チェックリスト （様式第７－１）	・施工事業者が作成してください。	
補助金等交付請求書	・指定口座は申請者本人のものです。請求金額の訂正はできません。 ・口座番号等に誤りがあると、振り込みに時間がかかります。ご注意ください。	
契約の事実が確認できる書類の写し	・工事請負契約書（または注文書と請書）の写し ・お客様控と区別がある場合はお客様控が必要です。	
支払いを証する書類の写し	・申請者名義の領収書等の写し ・但し書きとして、補助対象事業であることがわかるよう、内容を記載してください。	
工事施工中のカラー写真	・交付申請内容のとおり施工されていることが確認できるように現場写真を撮影してください。 開口部：開口部を撤去した時点の写真（該当の場合のみ） 躯体等：仕上材等を撤去し、断熱材を設置している写真 設備：既存設備を撤去した時点の写真（該当の場合のみ） ＬＥＤ照明については、工事施工中の写真 ・窓のガラス交換、躯体の断熱改修工事については、品番及び数量が把握できるように納品時の梱包写真も提出してください。 ・写真の撮影方法については、施工チェックリスト（様式第７－１）をあわせてご確認ください。 ・撮影場所、撮影日等を記載し、工事写真台帳形式で整理してください。	
工事完了後のカラー写真	・工事完了後の現場写真及び仕様が分かるように撮影をしてください。 開口部：開口部を設置完了した後の写真 躯体等：周辺の仕上等を含め、工事が完了した後の写真 設備：設備設置後の写真 メーカー、型番、製造番号の拡大写真 ・写真の撮影方法については、施工チェックリスト（様式第７－１）をあわせてご確認ください。 ・撮影場所、撮影日等を記載し、工事写真台帳形式で整理してください。	

必要書類	注意事項	✓
出荷証明書等の写し	・品番または型番、及び数量が確認できるもの	
ＢＥＬＳ評価書の写し	・全体改修で申請時に評価申請書及び添付書類一式を提出した場合のみ	
省エネ設計を実施したことが分かる資料	・省エネ設計を実施した場合のみ ・省エネ設計を実施したことがわかる調査資料や改修設計図、工事計画書等	
構造安全性能を証明できる書類	・全体改修と併せて構造補強工事を実施した場合のみ ・構造補強工事を実施したことが確認できる書類または構造安全性能証明書（参考様式）	
地震に対する安全性が確認できる書類	・昭和５６年５月３１日以前に着工された建物で、省エネ改修と併せて耐震改修を実施した場合のみ ・耐震改修工事を実施したことが確認できる書類または耐震性能証明書（参考様式）	

＊その他注意事項＊
・申請方法は２種類ありますが、どちらか1つの方法で申請してください。
・実績報告書の提出時に滞納状況の確認を行います。
・提出日前１週間以内に市税を納付（口座振替含む）された場合は、納付が確認できるもの（領収書・通帳）を添付してください。
・必要に応じて、追加書類等を求めることがあります。

〈あいち電子申請〉
・市公式ウェブサイト（右記QRコード）から申請してください。
・様式第７はPDF形式で提出してください。

〈窓口〉
・来庁時にあいち電子申請で受付の手続きをしていただきます。
・審査結果は後日、あいち電子申請で入力したメールアドレスにてご連絡します。

補助金交付

審査後、指定口座に振込みをします。（1か月程度）
※ 振込みに際して市から申請者に通知はありません。

計画の中止等

交付決定通知後、補助事業を中止（廃止）する場合は、中止（廃止）申請書（様式第５）をご提出ください。

交付決定の取消し

次のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取消し、また既に交付した補助金の全部又は一部を返還いただくことになります。
１ 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき
２ 安城市住宅省エネ改修促進補助金交付要綱又は関係法令に違反する行為があったとき
※ 実績報告書の提出期限までに手続きが完了しなかった場合など

補助金受給までの手続き

申請者

安城市　環境都市推進課（北庁舎2階）

１交付申請

令和７年６月２日(月)～令和７年１２月２６日(金)にあいち電子申請または窓口にて提出してください
※ 予算がなくなり次第、受付を終了します。

事業着手予定日の３０日以上前までに申請
※ 交付決定前に契約した工事は補助対象外です

２交付決定

申請者へ交付決定通知書が郵送される

３事業着手

- 交付決定通知書が手元に届いてから、契約を締結し、着工してください。
- 申請内容に変更があった場合は、速やかに環境都市推進課へご連絡ください。

４実績報告

完了日から３か月後の末日または
令和８年２月２７日（金）のいずれか早い日までに
あいち電子申請または窓口にて提出してください

５補助金交付

指定口座に振込み
（実績報告から1か月程度）

- 各種様式のデータは市公式ウェブサイトに掲載しています。
  （ホーム＞生活・サービス＞お得な制度＞住宅省エネ改修促進補助金制度）
- 書類作成にあたっては、記入例をご確認ください。
- 書類に不備があり、補正されない場合は、補助金を交付することができません。